

## ○木曾広域連合広域計画策定委員会設置要綱

平成15年9月4日  
要綱第2号

改正 平成19年5月10日 要綱第6号  
平成29年6月1日 要綱第3号

(目的)

第1条 木曾広域連合規約第5条の規定による広域計画を策定するため、木曾広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、木曾広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 長野県の現地機関の代表
- (3) 木曾郡内各種団体等の代表
- (4) 公募による組織町村の住民代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 委員会に、幹事会をおく。

- 2 幹事は、組織町村の職員等のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 幹事会は、委員会を補佐し、広域計画策定に関する調査・研究を行う。

(専門部会)

第8条 幹事会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この要綱は平成15年9月4日から施行する。

附 則 (平成19年5月10日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月1日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。